

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：39件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋電気品室換気空調系移送排風機（B）にVベルトの緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
2	1号機	低圧給水加熱器ドレンポンプ（1A）電動駆動出口弁の開閉表示（緑）ランプの不点が発見されたため、当該回路を点検・修理	D	
3	1号機	復水器脱気器ドレンタンク水位調整弁用グランド封水弁のハンドルに空回りが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）再循環入口配管の保温材カバーに外れが発見されたため、当該カバーを取付	D	
5	1号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ上部のグレーチングに取付不良（配管保温材との干渉）が発見されたため、当該部を点検・修理	D	
6	1号機	廃棄物処理建屋地下1階濃縮廃液ポンプ室天井付近の電線管端子箱の蓋の外れが発見されたため、当該蓋を取付	D	
7	1号機	タービン補機冷却系サージタンクレベル降下に伴う調査において、同系熱交換器（A）にチューブリークが発見されたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
8	1号機	気体廃棄物処理系排ガスフィルタピットサンプポンプ（B）出口逆止弁にシートパスが発見されたため、当該弁を点検・修理	C	12月11日再審議にてグレード変更 D → C
9	2号機	210V廃棄物地下貯蔵設備動力用電源盤中継端子箱のネジ外れ（14個所中5個所）が発見されたため、当該部ネジを取付	D	
10	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備地下1階空調室入口扉付近壁面にアンカーボルトの突出が発見されたため、当該部を修理	D	
11	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備1階床面に撤去設備に使用していたアース線の端末処理の不備（突出）が発見されたため、当該アース線を修理	D	
12	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備1階入口扉枠に腐食が発見されたため、当該部を点検・修理	D	
13	2号機	運転状況（温度、圧力等）の変化を見て操作する「事故時（兆候ベース）操作手順書」に、「原子炉格納容器局所空調機戻り温度が57℃を超えた場合、予備機を手動運転すること」と記載されているが、57℃を超えた時点で予備機を手動運転していなかったことが認められたため、対応検討	B	11月8日再審議にて グレード変更 C → B
14	3号機	低圧タービン（C）上半ダイヤフラム翼端部の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
15	3号機	低圧タービン（C）内部車室上半溶接部浸透探傷検査において、線状指示模様およびブローホールが発見されたため、当該部を修理	D	
16	3号機	低圧タービン（B）内部車室上半溶接部浸透探傷検査において、線状指示模様およびブローホールが発見されたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	3号機	原子炉給水配管（3A）止め弁の開度指示計の止めネジに折損が認められたため、当該部を交換	D	
18	3号機	中央制御室設置の火災警報盤にタービン建屋2階換気空調系給気ファン室（北側）の「火災線路断線」のランプ点灯が認められたため、当該部を点検・修理	C	
19	3号機	主排気筒トリチウム回収装置（B）サンプル時間積算計カウンタリセットボタンのカバーの外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
20	3号機	タービン建屋地下1階の作業用電源分電盤において、三相電源より单相降圧変圧器にケーブルを誤接続し、地絡の発生が認められたため、対応検討	B	
21	4号機	高圧復水ポンプ室換気空調系局所空調機（HVH4-22）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
22	4号機	プロセス計算機警報印字プリンターに、停止中の高圧注水系の流量の警報である「CO47HPCI系統流量OUT RSN」が印字され、直後に復帰が認められたため、対応検討	D	
23	4号機	高圧注水系潤滑油ポンブドレンパン用ドレンプラグの外れが認められたため、当該プラグを取付	D	
24	5号機	屋外設置機器の電線管等（17箇所）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	5号機	取水設備電源室換気空調機ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
26	5号機	原子炉建屋送風機出口第二隔離弁用アキュームレータタンク圧力計の目盛板止めビス脱落が認められたため、当該ビスを取付	D	
27	5号機	空気抽出器第1段蒸気入口圧力計（B）に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
28	5号機	N. 3, 4重油タンク泡消火原液タンク出口ベント弁の保温の覗き窓（アクリル板）に破損が認められたため、当該部を修理	D	
29	5号機	補助海水系硫酸第一鉄注入装置メインタンクの上部操作架台サポートに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	5号機	取水設備連絡階段に腐食が認められたため、当該階段を点検・修理	D	
31	6号機	屋外設置機器の電線管等（33箇所）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
32	6号機	残留熱除去系海水ポンプ（A・C）出口ストレーナ差圧計（A）入口弁の継手部（上流側）ににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
33	6号機	残留熱除去系海水系ポンプ（A・C）出口ストレーナ差圧計（A）に腐食が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
34	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）空気入口弁開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉で緑ランプの点灯不良）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
35	6号機	補助海水系硫酸第一鉄注入装置サブタンクのドレン配管サポート押さえに外れが認められたため、当該部押さえサポートを取付	D	
36	6号機	原子炉再循環系ポンプ入口温度記録計に動作不良（ドリフト）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
37	集中環境施設	高温焼却炉設備廃棄物移送箱転倒機の蓋はずし機に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
38	集中環境施設	保安用ディーゼル発電機の定例試験時において、機関部が起動しないため、当該部を点検・修理	C	
39	その他	水処理設備N. 1ろ過水タンク表面に塗装のはがれ及び腐食（数箇所）が認められたため、当該部を補修塗装	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで